

片岡聡一総社市長に対する問責決議

清音神在本線改良（下部工）その2工事については、工事請負契約の締結についての議会の議決を得て、平成23年9月21日に本契約を締結し、工事を進めてきたところである。

10月21日から工事に着手したが、工事箇所が軟弱な地盤であるために敷鉄板の設置、橋脚基礎掘削土の確認などの協議が業者から市当局にあり、市当局は平成24年2月15日に工事設計変更を承認した。

本件については、この間、当局から本議会に対して詳しい説明は一切なく、仮設及び土質の変化により、今後3千万円程度増額の設計変更が予定される旨の説明が、3月13日の建設消防委員会において初めてなされたところである。

そもそも地方自治法では、議会の議決を経て締結された工事請負契約の内容変更については、議会の議決を経た事項の内容を変更するものであるから、再び議会の議決を経なければならないとされている。また、変更の議決は、工事期間中であればいつでもよいというものではなく、市長は、変更の必要が生じたら直ちに仮契約を締結し、速やかに議案を提出し、議会の議決を得なければならないこととされている。

議会の議決事項に係る事務処理については、ユニチカ跡地の財産処分の際にも適切な事務手続きを行うよう、議長名で片岡市長に対して平成23年12月26日付けで依頼したばかりである。しかるに、片岡市長は、本工事請負契約に係る議決事項を変更するにあたって、これらのことを十分認識しないまま、適切な処理を行わなかった。

このように、本工事請負契約後の関係議案の提出時において明確な説明もなく、かつ、適切な措置をとることもなく、既に基礎部分の工事が終了している本日に至って、片岡市長が、工事請負契約締結の変更に係る議案を提出し、議決事項の変更の追認を総社市議会に迫る状況に至らしめたことは、議決機関としての議会の存在意義を問われかねない重大な問題であり、また、二元代表制の一翼を担う議会を軽視したものと言わざるを得ず、誠に遺憾である。

よって、総社市議会は、今後このような事態が繰り返されることのないように、片岡市長をはじめとする職員が一層高い意識を持って再発防止の強化を図り、組織をあげて法令遵守の確立に努め、信頼回復に向けて取り組むように強く求めると同時に、片岡聡一総社市長に猛省を促し、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

平成24年5月10日

岡山県総社市議会